

## 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
1	(信託会社) 1-2(5) 1-4-1	監督当局においては、「部局間の密接な連携及び情報・問題意識の共有が重要である」との認識の下、財務局による信託契約代理店に対するより効果的な監督事務を遂行するため、従来以上に、具体的かつ実効性のある監督部局間の連携等を行っていただきたい。	今後とも、監督部局間の連携等に努めてまいります。	信託協会
2	(信託会社) 3-5-9(1)	3-5-9(1)について、ヤミ金融に関与してはならないことと、組織犯罪に利用されることを防止することとの合理的な因果関係がそもそも不明であり、制度趣旨の説明が不十分ではないか。そのため、利益供与・ヤミ金融に関与しないということが総論にしか記述されておらず、後半では組織犯罪への関与防止に終始している。	3-5-9(1)の制度趣旨の説明につきましては、①総論において、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社としてあるべき姿を示し、②「犯収法」制定の経緯～④金融サービス悪用防止にととの意義において、制度の変遷や意義等について十分説明しているものと考えます。	個人
3	(信託会社) 3-5-9(1)④	3-5-9(1)④について、“濫用”とある。バーゼル銀行監督委員会における“abuse”の直訳と思われるが、文脈に合わせるのであれば“悪用”に該当するのではないか。“濫用”でよいのであれば、組織犯罪による適切な範囲の利用を許容する、と解釈することになる。	ご指摘を踏まえ修正しました。	個人
4	(信託会社) 3-5-9(2)柱書き	3-5-9(2)について、あつてはならないと総論で主張しているにも拘らず、態勢が個社で異なることを許容している。結果として、規模や特性を理由に体制整備が他社よりも劣ることを許容することになるのではないか。	本項は、信託会社が、行なう業務の規模・特性に照らして、適切な態勢を整備し、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある旨を示したものであり、規模・特性を口実に、本来、求められる態勢整備を行わないことを許容するものではありません。	個人

5	(信託会社) 3-5-9(2)①イ	3-5-9(2)について、「従業員採用方針」・「顧客受入方針」が存在する会社は、公表ベースでは現時点おそらく存在しない。これを今から策定することがマストになると思われるが、その内容の「適切」性は、どの主体がどのように確認することになるのか。	<p>「適切な従業員採用方針」については、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等を防止するに当たり、個々の職員が誠実に業務遂行することが前提になるとの趣旨に基づくものであり、このような趣旨に照らして既に「適切な従業員採用方針」を策定している信託会社等に対し、追加的な策定を必ずしも求めているものではありません。</p> <p>また、「適切な従業員採用方針」をどのような形で有するかについては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に従業員が関与した場合に信託会社等が被るリスクを十分勘案の上、研修態勢、報告・管理態勢等と一体かつ一連のものとして、信託会社等において検討していただくことが重要と考えております。</p> <p>「適切な顧客受入方針」については、リスク管理等の観点から、例えば取引の種類等に応じた顧客受入れを拒否すべき業務の範囲、取引の種類や内容に応じた業務関係毎の顧客管理方針、顧客属性として把握すべき情報の内容やその把握方法、顧客属性に関する情報管理の方法等について適切に定める必要があるものと考えており、その内容等については、信託会社等において検討していただくことが重要であると考えております。</p>	個人
6	(信託会社) 3-5-9(2)①イ	3-5-9(2)「従業員採用方針」・「顧客受入方針」を策定する結果、既に雇用されている従業員や取引のある顧客に対して、雇用や取引の清算を求められることとなるのか。	本項の趣旨は、その属性に照らして異常なあるいは問題があると認められる取引等が行われている場合、取引関係等の終了や疑わしい取引の届出等の適切な対応を行なうことの重要性について記載しているものです。項番5及び8をご参照ください。	個人
7	(信託会社) 3-5-9(2)①イ	3-5-9(2)「従業員採用方針」について、趣旨を考慮すると、雇用関係にある従業員だけでなく委任関係にある役員も含まれるべきではないか。	信託会社等における取締役等の役員については、信託業法上、刑事罰や行政処分処せられるなど役員としての適格性を欠いている者は就任できないことが定められておりますので、改めて明記しておりません。項番5もご参照ください。	個人

8	(信託会社) 3-5-9(2)①ホ	3-5-9(2)①ホについて、問題があると認めた場合の意思決定は、本改正の趣旨に照らすと、謝絶しかないはずである。単に意思決定としか記載していないのは、問題を認識しながら、個社のリスクとして取引することを許容すると解釈できる。	取引の種類や内容によっては、顧客等の受入を拒否することが困難な業務関係も考えられますが、そのような場合にあっても、どのような内容の顧客属性の把握に努めるか等について受入方針の中で定めることが重要と考えております。項番5もご参照ください。	個人
9	(信託会社) 3-5-9(2)①ホ 3-5-9(2)②ロ	3-5-9(2)①ホにある「公的地位等の顧客属性に照らし」、あるいは3-5-9(2)②ロにある「国籍、公的地位、顧客が行なっている事業等の顧客属性」における「公的地位」とは、FATF40の勧告の用語集にある「重要な公的地位を有する者」すなわち「外国において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人」と解してよいか。また、本規定は取引について特段の留意をする必要がある者の例示と解して良いか。	「公的地位」の解釈については、そのようなご理解で結構です。また、「公的地位」は例示の一つですが、犯収法上の疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たり、顧客属性等に留意する必要がある旨を示したものです。	信託協会
10	(信託会社) 3-5-9(2)①へ	「管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者」は、必ずしも当該対策の専担者である必要はないとの理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。	信託協会

11	(信託会社) 3-5-9(2)①へ	「経験者の配置」については、信託取引の開始時や取引開始後における取引検証時において、例えば金融機関において、本人確認や疑わしき事例に該当するかどうかの検討に携わった経験がある者が関与して検証を行なう態勢を構築するということが良いか。	信託の特性を利用するなどしたマネー・ローンダリングやテロ資金の供与が疑われる取引を的確に審査・検証することが可能であれば、類似業務における経験者を配置するあるいは当該経験者が関与する体制でも特段問題はないものと考えます。	信託協会
12	(信託会社) 3-5-9(2)①ト	「本人確認」や「疑わしい取引の届出」の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するための態勢については、信託会社が自ら実施する態勢に限られず、例えば信託契約代理店に実施させ、その状況を確認する等により実効性を確保する態勢も認められるとの理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。 なお、犯収法上の本人確認及び疑わしい取引の届出義務は信託会社に課せられており、仮に信託契約代理店における本人確認等が適切に行なわれなかった場合には、委託元の信託会社自身が同法違反の責任を負うことになり得ます。	信託協会
13	(信託会社) 3-5-9(2)②イ	本件における資産の流動化・証券化取引に関する記載は、受託者の役割に応じて、オリジネータ等から必要な情報を入手するなどの方法により、信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案のうえ、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証する態勢も認められるとの理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。	信託協会

14	(信託会社) 3-5-9(2)②イ	3-5-9(2)②イについて、顧客の「資産背景」や個別取引の「真の目的」を「的確かつ十分に把握」できない場合には、たとえ貸付信託や指定単のような信託取引も謝絶すべきと解釈できる。	本項は、疑わしい取引の届出を適切に行なうには、顧客等の資産背景等を的確かつ十分に把握する必要がある旨を示したものであり、必ずしも取引謝絶を求めているものではありません。	個人
15	(信託会社) 3-5-9(2)②イ	3-5-9(2)②イについて、流動化取引にフォーカスした記述となっている。具体的にどのようなケースを想定しているのかが不明であるにも拘らず、注意項目が徒に広範であるため、指針として強制する実効性が疑わしい。	本項は、信託スキームが組織犯罪等に利用されるものでないことを確認・検証するには、多面的かつ総合的な確認・検証を行なう必要がある旨を示したものです。なお、本項に掲げるスキームのアレンジャー等は、勘案すべき項目としての例示です。	個人
16	(信託会社) 3-5-9(2)②ロ	3-5-9(2)②ロについて、国籍や顧客属性をメルクマールの一つとしているため、おそらくこれを今後の取引で取得すること(もしくは取得しない理由を記録すること)がマストになるとと思われる。しかしながら、戸籍や犯罪履歴は機微情報として、原則取得・利用ともに禁止の取り扱いとしてきたこととどのように調和させるのか。	本項における国籍や顧客属性は例示であり、必ずしも個人情報保護法上の機微情報の取得を求めているものではありません。なお、個人情報の取得に当たっては、個人情報保護法の規定を遵守する必要があります。	個人

17	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口について、受益権の譲渡は本来自由であり、受託者の関与はこれに対抗要件を付するだけに留まる。したがって、受託者の意向に拘わらず受益権譲渡は行われることと本指針とは、どのように整合するのか。		個人
18	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口について、受益権の譲渡を禁止する法的な根拠は現時点では存在しないはずであるが、本指針が今後法的根拠となりうるのか。	本項は、信託取引は預金取引と異なり受益者との接点が少ない等、信託取引の特性を踏まえ、疑わしい顧客等や取引等の検出等を行なう必要がある旨を例示したものです。 また、本指針は、受益権の譲渡禁止の法的根拠となり得るものではありません。 なお、本項の例示における「信託財産の移転」には、「信託受益権の譲渡」も含まれるものとして記載しておりましたが、これを明確にするため、「信託財産の移転や信託受益権の譲渡」に修正します。	個人
19	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口について、受益者を検出することも要件に追加するのであれば、信託財産の移転時ではなく受益権の譲渡時こそが、当該リスクを内包する取引ではないか。		個人

20	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口について、受益証券のように無記名で流通する場合には、そもそも受託者として具体的にできることは何もない。このことと本指針とは、どのように整合するのか。	受益証券の流通過程における本人確認等については、その場面において法律上の義務が課せられている者が行なうものと考えております。項番16もご参照ください。	個人
21	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口について、個々の顧客や取引を「検出・監視・分析」する態勢とあるが、具体的に何をどのようなクライテリアで実施するかが抽象的かつ定性的であるため測定に馴染まない。そのため、そもそも個社として実現可能な事務であるか疑わしいうえに、その妥当性の判定には(金融機関・監督当局とも)高度の恣意性が働くのではないか。	テロ資金供与やマネーロンダリングに信託会社に関与等するリスクは、信託会社の業務内容・業容等に照らして区々であることから、一律の基準を設定することはなじまないと考えます。各信託会社においては、当該リスクを十分勘案の上、疑わしい取引の届出を的確に実施する観点から、適切な基準を設定すべきものと考えます。	個人
22	(信託会社) 3-5-9(2)②口	3-5-9(2)②口につき個々の顧客や取引を「検出・監視・分析」する態勢とあるが、さまざまな規模となりうる信託会社に対して当局が要求する(ミニマム)スタンダードのイメージが全くつかめない。許認可権を以って監督・検査する以上、真に達成を求めるのであれば、具体的な要求として明確にすることが必要と考える。		個人